

千葉県工賃向上計画

I 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

●障害者が自分なりの働き方で社会参加・社会貢献を果たすこと、自分の力を発揮し自己実現を果たすことが、地域で自立した暮らしをする上で大変重要である。そのため、一般就労を希望する方にはできる限り一般就労していただけるように、福祉的就労を希望する方には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。

●このため国では、これまでの平成19年度からの「工賃倍増5か年計画」における取組みの実績を踏まえた見直しを行った上で、平成24年度から平成26年度までの3か年について、新たな「工賃向上計画」を策定することとし、より工賃向上に資する取組みを、目標設定により計画的に進めることとしている。

●県では、平成19年度に策定した「ちば工賃向上チャレンジプラン」に基づき、これまで合同販売会等による販路拡大、施設職員の資質向上のための研修など様々な事業を展開してきたが、新たに策定する本計画では、実態に即しつつも県全体として現状よりも高い目標工賃額を掲げるとともに、個々の事業所において掲げる目標工賃額を達成するための支援施策を定める。

●県では、今後も多くの関係者の協力を得ながら、本計画による工賃向上の取組みを通じ、障害のある方の自立と、施設経営の安定化、職員の意欲の醸成を図り、福祉サービスの質の向上を目指す。

2. 計画期間

●平成24年度から平成26年度までの3か年とする。

(参考) 従来の計画に基づく課題の分析等

1. 千葉県における平均工賃月額実績

〈表〉平成19年度～平成23年度の平均工賃月額実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実績	12,219円	12,906円	12,673円	12,232円	11,996円

(注) 対象事業所：就労継続支援B型事業所、授産施設（小規模通所授産施設を含む）

2. 旧ちば工賃向上チャレンジプラン（19年度～23年度）の評価、検証、課題

(1) 各戦略事業

旧計画においては、主に以下の事業に取り組むこととしていた。

- ①経営者養成研修
- ②実践事例研修
- ③成功事例育成事業
- ④バーチャル店舗
- ⑤多機能型ワークショップ

以上の事業を実施した結果、〈表〉のとおり工賃実績は倍増となることはなかった。目標に到達できなかった原因としては、昨今の不況による受注減や、販売単価の下落、工賃向上の意義や向上策の周知不足などがあげられる。

これらを踏まえながら、新たに策定する千葉県工賃向上計画では、PDC Aサイクルを確立し、事業所が自ら策定した工賃向上計画に沿って、工賃向上のための取組みが実施され、有効に機能しているかについて適宜確認・評価を行い、目標達成の支援を行う。

(2) 福祉版経営分析指標

平成23年度に福祉版経営分析指標の調査を実施した。(平成23年度工賃向上支援チーム第3回で報告) 結果は次のとおり。

(結果要旨)

- ・工賃向上をするための体制が取られていない
- ・工賃向上計画が作成されていない
- ・目標達成に向けたリーダーシップが十分でない 等

今までは、県や障害者の工賃アップのための就労事業を活性化する事業委託先の千葉県障害者就労事業振興センターからの研修の案内等の情報提供をして、事業所からアプローチを待って事業を行っていたが、この結果を受け、今後、県全体としての更なる工賃向上を図るためには、アプローチを待つだけでなく、県・振興センターからの積極的な働きかけを行うことが必要と考えられた。

そこで、平成24年度からの新たな計画に基づく新しい取組として、千葉県障害者就労事業振興センターにおいて「工賃向上計画の有効性評価事業」を行うこととする。

(3) 官公需などの取組

県障害福祉課において、県庁全所属に対して、施設への発注可能な物品や役務の調査を実施した。千葉県障害者就労事業振興センターにおいて、一部施設での提供可能な物品や役務のデータベース化を実施した。

県障害福祉課において、市町村へ官公需発注の促進を依頼、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約に係る手続きを会計規則に定めるよう依頼した。

今後新たな計画に基づき、取組を強化していく。

II 計画の目標

1. 対象事業所の範囲

●就労継続支援B型事業所

(*なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所(生産活動を行っている場合。以下同じ。)、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し積極的な取組を行っており、工賃向上に意欲的に取り組む事業所は県の支援施策を受けることは可能。)

2. 指標の設定

●平均工賃月額及び時間額

(各事業所から報告された目標工賃において、月額を選択した事業所は月額管理し、時間額を選択した事業所は時間額管理する)

3. 目標(平成26年度までの各年度の目標工賃)

(1) 月額	基準	12,308円
	平成24年度目標	14,205円
	平成25年度目標	16,102円
	平成26年度目標	18,000円

(2) 時間額	基準	160円
	平成24年度目標	186円
	平成25年度目標	213円
	平成26年度目標	240円

国の「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針に基づき、個々の事業所の実情を考慮しつつも一定以上の工賃向上(例えば時間額が最低賃金の1/4程度の場合に最低賃金の1/3程度)を目指すことを前提に、個々の事業所において設定(法人において意思決定)した目標値の積み上げ及び県の支援施策による追加的引上げを勘案し、県の工賃向上の目標値とした。そのために個々の事業所においては、現状の課題を整理し、事業所が主体的に立てた計画目標の実現を目指すことが求められる。

III 目標を達成するための支援施策

工賃とは障害者の社会参加を示す指標であり、工賃向上については、これまでも取り組まれてきたところであるが、障害者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、工賃の更なる向上に取り組むことは重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえる取組みを進めることが求められる。全ての事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要である。そのために個々の事業所においては、国の指針や本計画に沿って、工賃向上計画を策定することとする。事業所において策定する工賃向上計画は、一個人や限られた者だけではなく、事業所全体で十分に議論し利用者及び家族の理解を得て、工賃向上という取り組みについて関係する多くの人が計画の策定

に携わるとともに、計画の推進体制を作っていくことが必要である。事業所において策定した工賃向上計画及び工賃実績については、できる限り、事業所のホームページ、広報誌を通じて公表することが望まれる。

また、事業所責任者である管理者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念・運営方針を示し、共有していく必要がある。管理者におけるトップセールス、即ち自らが先頭に立って受注に向けた努力を行うことが工賃向上のためには必要である。

その推進のために事業所においては、指定障害福祉サービスの報酬における目標工賃達成加算及び目標工賃達成指導員配置加算や、千葉県障害者就労事業振興センター事業を積極的に活用されたい。

1. 事業所の工賃支払能力向上

(1) 工賃向上ワークショップの推進

多数の事業所・異業種が参加交流する場を設け、参加者自ら工賃向上に向けた生産活動のプランを立案・実践・評価し、工賃向上への取組を啓発する。

- ①工賃向上ワークショップ・・・約1年の交流を通じ参加者自身による自発的な問題解決の場
- ②ワークショップ協同事業・・・異なる強みを持つ事業所が役割分担し成果共有
- ③工賃向上成果報告会・・・学びと実践を共有する新たな気づきの場
- ④工賃向上ネットワーク会議・・・過去の参加者及び異業種との交流会

過去にワークショップに参加した事業所工賃向上に繋がった好事例として、商品の千葉県優良県産品の認定取得、生産品目見直しによる売上拡大、複数事業所及び協力者との協働による商品開発や売り場作りの取り組みなどがあげられる。

参加者同士の学びあいや社会人ビジネスマンとの交流など多くの刺激を受けながら、参加者がアクションプランを膨らませ、それを実現させていく主体的なプログラムである。

(2) 研修等の強化

施設職員を広く対象とし、有意性の高い実例の学習を通して課題解決や新規事業の展開に必要な知識やノウハウを学ぶとともに、体験型プログラムにおいて実践することで、確実な知識等の習得を図る。

①経営力強化

(会計や労務管理、コンプライアンスなど法人として必要な研修)

福祉事業所会計塾・・・社会福祉法人新会計基準（就労支援事業会計処理基準）について学習

コンプライアンスセミナー・・・安心・安全な製品づくりのセミナー

労務管理の課題・・・法人運営のリスク管理講座

商品表示相談会・・・法規制に適合する商品表示

NPO会計講座・・・NPO法人会計基準の学習

②工賃向上・職員能力開発

(衛生管理や製菓・製パン作り、農業技術指導など実践的な研修)
衛生管理講習・・・食品事故を未然に防ぐための講座
販売スキルアップ研修・・・店舗・販売会での販売対応力の向上
農業技術指導（農サポ）・・・専門家による生産技術の出張指導
製菓・製パン講習・・・製造技術向上、新商品開発
製菓・製パン相談会・・・製造に関する個別相談

③個別相談

(店づくり相談や顧客開拓相談など個別具体的な相談)
店づくり相談・・・商業施設士による訪問指導
食品評価・・・栄養士・消費者モニター等による評価
包装デザイン等相談・・・プロデザイナーによるデザイン相談
会計相談・・・仕訳等会計処理・決算相談
農サポ相談・・・農業および農産加工品に関する質問窓口
NPO法人運営相談・・・NPO法人の設立・運営相談
顧客開拓相談・・・受注獲得のための営業活動支援相談
コンプライアンス相談・・・商品表示・法規制への適合性等

(3) 生産活動の啓発および販売力の強化

毎年3月に幕張メッセで「はーとふるメッセ実りの集い」を開催し、事業所が参加しお互いの成果を発表する。またその年度が一番良い商品・店舗を決定する「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」を実施。一般県民に広く参加を呼び掛け、工賃向上の取組を周知する。

①はーとふるメッセ実りの集い

障害者の働く姿と、その成果および生産活動を広く社会にアピールし、障害のある人もない人も共に生きる地域社会の実現を目指す。

②はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー

優れた活動や製品に対し、「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」の称号を贈る。事業所・製品を称えることにより、事業所の一層の販売力・製品力の向上に資することを旨とする。

2. PDCAサイクルによる事業運営

●工賃向上計画の有効性評価

千葉県障害者就労事業振興センターが県の委託を受け、就労継続支援B型事業所において工賃向上計画のとおり実施され、有効に機能しているかについて確認・評価し、計画に定めた目標の達成についてアドバイザーを派遣し支援を行い、PDCAサイクルを確立する。

具体的には、理念や基本方針から始まり、それを具体化するための課題を把握する仕組み、具体的推進体制等、工賃向上計画の全体的な体制を把握する。特に、目標を達成するために何を行うべきか、そのための方策が明確になっているか、全職員及び利用者

の主体性により計画が推進できる体制になるかを評価し、PDCAサイクルを確立する。

3. その他の取組み

(1) 官公需発注促進事業

景気後退により民間からの受注が減っている中、県内を7つのエリアに分け、自治体と施設を繋ぐサテライト事業所を配置し、自治体等に対する発注促進の交渉・啓発活動、受注後の施設への仕事配分から納品までのスケジュール管理等を行うなど、施設への官公需の積極的な発注促進を進める。

(2) 農業分野における障害者就労の拡大

障害者就労支援施設等の農業技術・販路拡大支援をすることで、障害者就労の拡大、社会参加を促進し、新しい農業・地域づくりに結び付ける

(3) 小型家電リサイクル事業

県内の障害者福祉事業所によるリサイクルネットワークを構成する。障害者福祉事業所が使用済小型家電の回収-分解事業に参画することにより、循環型社会構築に貢献するとともに、障害者の工賃向上を目的とする。また、資源リサイクル活動を通して障害者の能力を活用し、自立を支援することを目指す。

(4) 就労系事業所のポータルサイト構築

就労継続支援A型、就労支援継続B型、就労移行支援事業所等の情報を網羅したポータルサイトを構築し、事業内容や就労環境の最新状況を公開することで、自治体や企業等からの発注促進やサービス利用希望関係者、学校関係者等への情報提供ツールとして活用し、事業所の社会への周知をすすめる。

4. 市町村への協力依頼

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組を積極的に支援されるよう協力を依頼する。また、平成24年6月20日に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、当該法律の趣旨に沿って、具体的な協力を別途要請する。

●市町村として支援する内容を検討するよう依頼する。

●市町村の取組内容について、県に報告を求める。

市町村の取組み具体例として、以下の取組みを想定。

(例)

【企業向】

- ・市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ・地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

【官公需向】

- ・市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。

- ・ 事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
- ・ 幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。

【その他】

- ・ 庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供。

IV 計画の推進体制

1. 工賃向上支援チームの設置

- 本計画の戦略事業を効果的に推進するため、工賃向上について先進的な取組みを行っている事業所・関係団体等の有識者等で構成する「工賃向上支援チーム」を設置する。
- 本チームは、支援施策の評価や計画の見直しなど、本計画に係る様々な取組みに対して主体的に参画する。

2. 千葉県障害者就労事業振興センターの活用

- 千葉県障害者就労事業振興センターは、授産活動を行う施設の事業を活性化し利用者の工賃を向上させることを目的として、県と県内の福祉作業所や授産施設、当事者団体等の協力により平成17年9月に設置された。
- センターは、これまでも県の委託を受けて県内の全ての事業所と企業等との仲立ちをして、企業訪問や合同販売会等による製品の販路拡大、経営アドバイザー等の施設への派遣による経営指導、施設職員の資質向上のための研修などの事業を展開している。
- 本計画の実施に当たっては、自治体や企業等からの新たな受注や仕事の創出などセンターのこれまでの活動のノウハウや県内施設のネットワークなどを有効に活用し、本事業の推進を図る。

3. 計画事業の評価

- 本計画の推進に当たっては、工賃向上支援チームが、毎年度、計画の進捗状況の評価及び事業の評価を行う。
- 計画の進捗状況については、平均工賃月額等の調査により実績の確認を行った上で、工賃目標を用いた総合的な評価を行い、支援施策の評価については、事業の参加者数や参加施設における工賃向上の効果などに対する評価を行う。
- なお、計画や事業の評価の結果、必要に応じて事業の見直しや新たな事業を検討することで、本計画の取組みを着実に進めていく。

V 計画の取組みを継続するために

- 工賃向上を目指した取り組みは、障害のある方の社会参加や自立した生活を実現すると同時に施設におけるサービスの質を向上させ、ひいては施設の経営を改善する視点からも極めて重要な取組みであり、本計画を一過性のものとせず、継続的に取組み

を推進していくことが重要である。

●施設が継続的な取組みを推進するには、意識の変革を起点として、福祉サービスの質と経営能力の向上を目指した各施設の自立的な改革の継続が必須の条件となる。

●このため、県では、本計画において得られた成果を計画期間終了後においても県内施設と共有しながら見直しや改善を行い、継続的に県内に普及して行く。

●また、自立的な能力開発の環境づくりを進めることにより人材を育成し、その人材が施設の事業経営を活性化して県内の福祉の底上げを図り、魅力ある職場として人材の流入を生むという好循環の形成を図る。

工賃向上支援チーム 委員名簿

(平成24年4月現在)

名 前	所 属
秋元 初心	中小企業診断士
中村 輝彦	多機能型事業所 ビーアンビシヤス
桜井 健司	千葉県障害者就労事業振興センター
柳町 美恵子	地域活動支援センター とうふ工房豆のちから
外山 義哉	千葉県知的障害者福祉協会
友野 剛行	株式会社 ふくしねっと工房 ワーカーズハウスぐらす
内藤 晃	千葉県社会就労センター協議会
横井 泰治	ハンディのある人を対象とするビジネス研究会
山田 勝土	障害福祉課長
美細津 昭久	障害福祉課 施設福祉推進室長

(事務局)

- 1 障害福祉課 施設福祉推進室 主 査 廣 瀬 哲 也
- 2 障害福祉課 施設福祉推進室 主 事 中 嶋 健